

人事院会議議事録

会議日

令和6年3月21日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (公平審査局)
練合局長、鈴木審議官、原田首席審理官、
奈良間首席審理官、古舘主任審理官、森川主任審理官、
岡本審理官

議題

- 1 災害補償審査申立事案に関する判定
令和4年第12号事案
申立内容：公務上の災害の認定要求
- 2 災害補償審査申立事案に関する判定
令和5年第3号事案
申立内容：公務上の災害の認定要求
- 3 災害補償審査申立事案に関する判定
令和5年第4号事案
申立内容：公務上の災害の認定要求
- 4 給与審査申立事案に関する決定
令和5年第3号事案
申立内容：通勤届で届け出た経路に基づいて通勤手当を支給すること

議事の概要

- 議題1「令和4年第12号事案」について、担当局から、申立人が主張する職場での出来事等により、申立人が、業務上、過重な負荷を受けたとは認められないことから、本件災害は、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。
- 議題2「令和5年第3号事案」について、担当局から、申立人が主張する職場での出来事等により、申立人が、疾病を悪化させる業務負荷を受けたとは認めら

れないことから、本件災害は、申立てを棄却することが適当であるとの説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題3「令和5年第4号事案」について、担当局から、申立人が主張する職場での出来事等により、申立人が強度の負荷又は精神疾患の悪化の有力な原因となるような負荷を受けたとは認められないことから、本件災害は、申立てを棄却することが適当であると説明があった。同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。

- 議題4「令和5年第3号事案」について、担当局から、当局が認定経路を最も経済的かつ合理的な経路としたことは不当とまでは認められず、当該決定時に遡って更正すべき理由は認められないため、申立てを棄却することが適当であるが、今後、申立人が届け出た通勤経路により認定すべきであり、また、これを契機に、当局に所属する他の職員の通勤手当の額についても、今後、必要な見直しを検討することが適当であると説明があった。

これに対し、付言の内容のうち、「特に近年、官民を問わず、仕事と生活の両立や労働者の健康確保を重視する傾向が強まっており、経路の合理性の判断に当たっては、通勤時間も含めた労働に関する時間についての社会通念の動向を注視しつつ適切に判断すべきこと」については非常に重要であり、各府省への周知をしっかりと行ってもらいたいとの意見があった。

同事案については、申立てを棄却すると、三人事官一致で議決された。